

## マイナ保険証

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナンバーカードを使ってオンライン資格確認システムを導入している医療機関等で受診できます。

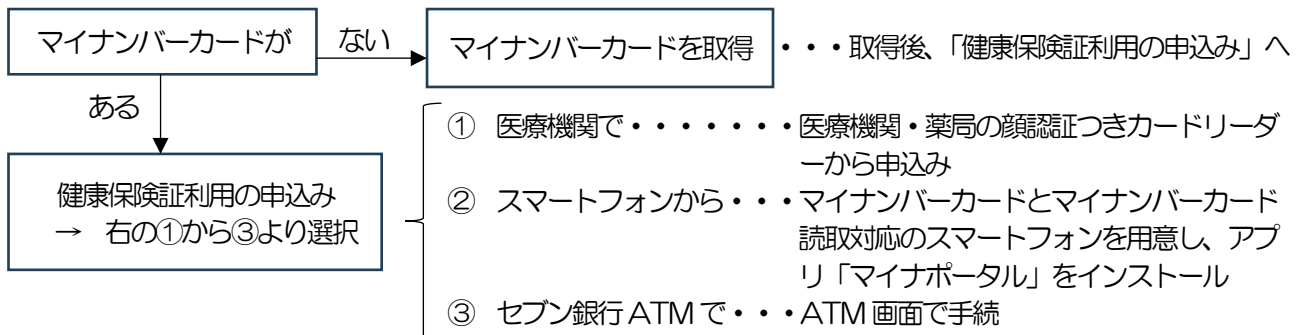
令和6年12月2日以降は、新規に健康保険証は発行されません。発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、最大1年間、従来通り使用できるよう、経過措置が設けられます。

なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない方等については、資格確認書を用いて医療機関等で受診することも可能です。

### マイナンバーカードで受診するメリット・・・より安心、より便利に

- ・ 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなる。 ※
  - ・ 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少。 ※
  - ・ 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携される。
  - ・ マイナポータルで医療費通知情報を入力でき医療費控除の確定申告が簡単。
  - ・ 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できる。
  - ・ 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要（新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要）。
  - ・ 高齢受給者証の持参の必要もなくなる。
  - ・ 医療費が節約される。
- } ※ 本人が同意した場合のみ

### メンバーカードで受診するための準備



### 医療機関等で受診する際には、マイナポータルで自身の登録情報を確認する

マイナンバーカードで医療機関等を受診する際は、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みだけでなく、オンライン資格確認等システムにデータ登録がされている必要があります。

◆資格確認方法 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_33112.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33112.html) (厚生労働省ホームページ)

### 令和6年9月以降に資格情報のお知らせと加入者情報（マイナンバーの下4桁）の配布

すべての加入者に対し、安心してマイナ保険証をご利用いただくとともに、加入者自身の健康保険の資格情報を簡易に把握して、円滑な健康保険の諸手続きを行ってもらうため、全国健康保険協会から「資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバーの下4桁）」が令和6年9月以降に送付されます。全国健康保険協会は、これにともない下記の呼びかけを行っています。

- ・ 事業主のみなさまにおかれましては、「資格情報のお知らせ」を従業員の方にお渡しいただけますよう、ご協力をお願いします。
- ・ 加入者のみなさまにおかれましては、安心してマイナ保険証をご利用いただくためにも、マイナンバーの確認や提出にご協力をお願いします。

送付対象者	加入者全員 ※健康保険法第3条第2項に規定される日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く
送付時期	データ抽出を行う都合上、加入時期に応じて2回に分けて発送 1回目：令和6年9月9日（月）～令和6年9月30日（月） ※令和6年6月7日（金）時点の加入者 2回目：令和7年1月22日（水）～令和7年2月3日（月） ※令和6年6月10日（月）以降に加入した11月29日（金）時点の加入者
送付方法	個人別に封入し、会社（事業主）経由での送付 ※封筒または箱に梱包して特定記録郵便で送付。また、一部の加入者分及び任意継続加入者分は被保険者分と被扶養者分をまとめて被保険者住所に送付。